

岩手県警・殺人犯ねつ造公開捜査事件 捜査の密行性の原則と公開捜査という敗北

(盛岡地方裁判所平成22年(ワ)第452号事件)

1 逮捕状, 指名手配, 公開捜査の関係

(1) はじめに

被告らは, 逮捕状の発付さえ受ければ, どのような捜査をするかはすべて捜査機関の裁量であるかのように考えているようであるが, このような理解は誤りである。被疑者やその家族の社会生活やプライバシーなどの保護を十分に配慮して, 逮捕状に基づく捜査, 指名手配, 公開捜査をわけて考える必要がある。

以下, 説明する。

(2) 逮捕状請求とこれに基づく捜査

捜査機関では, 捜査開始当初はだれが犯人だか全くわからないところからスタートし, さまざまな証拠を集めることによって, 犯人の可能性のある人物を幾人でも挙げ, 捜査を進める過程で事実が徐々に明らかになることによって, 幾人もいた要注意人物を徐々に絞り込んでゆく。すべてが誤りであれば, ゼロからの再スタートになる。どの程度の絞り込みができるかは, 事件ごとに異なるし, そのときどきの捜査指揮者の能力や捜査班の捜査能力によって著しく異なる。早く犯人を挙げることを求める指揮官か, 誤認逮捕のないよう慎重さを強く求める指揮官かによっても異なるし, このことは, 現場の警察官らに犯人の絞り込みを急かせるか, 並行して幾人をも追わせるかという形として現れる。本件捜査は前者である。

そのような捜査方針に基づいて捜査をした場合であっても, 逮捕状の請求はできる。裁判官は地裁の裁判官よりも簡裁の裁判官の方が強制捜査令状を出してくれやすいという傾向があるだけに, 逮捕を急ぐ場合は, 簡易裁判所の裁判官に令状請求するというのが警察の常識である。本件の場合, 宮古署は宮古簡易裁判所の裁判官に逮捕状の発付を求めている。

しかし, 逮捕状を請求できる, 逮捕状が出るということと, 起訴できることとは全く異なる。逮捕状が出るだけの時点では, 起訴できるほどには事実関係が明瞭になっている必要はない。逮捕状は犯人の可能性のある人について身柄を拘束して捜査することを許容しているだけであって, 裁判官が被逮捕者を犯人と断定しているわけではない。犯人の可能性についても大きな幅がある。一般に, 逮捕状の発付を請求する時点では, 捜査機関が漠然としか犯罪事実の内容を把握していなかったとしても, それはやむを得ないものとして, 逮捕状は発付されている。

(3) 勝幸を被疑者とする逮捕状の被疑事実

それでは, 宮古簡易裁判所の裁判官が勝幸を被疑者として逮捕することを許した逮捕状(以下「本件逮捕状」という。)に記載されている被疑事実(甲26)はどのようなものであったか。それは以下のとおりである。

「被疑者は, 交際していた女性との復縁の仲介を迫るべく, 同女の知人である佐藤梢(当17歳)を呼び出して, 同人を同伴して話し合ううちにトラブルとなり, 同人を殺害し

ようと決意し、平成20年6月28日午後9時15分から同年7月1日午後4時00分ころまでの間に、宮城県登米市迫町佐沼字小金丁周辺から岩手県下閉伊郡川井村大字田代第2地割北田代山国有林393林班は3林小班付近の『下鼻井沢橋』に至る間の自己が使用する普通乗用自動車内において、殺意をもって、同人の顔面を殴打したうえ頸部を強く圧迫し、更に前記『下鼻井沢橋』下の松草沢内に投げ落とし、よってそのころ、同所において、同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害したものである。」

(4) 本件逮捕状の被疑事実の特徴

本件逮捕状の被疑事実の特徴としては、以下のものが挙げられる。

- ①「トラブル」の内容が全く不明である。
- ②「トラブル」から殺意を生じる経緯も不明である。
- ③殺意を生じた時期が不明である。
- ④殺害行為があった日時は、平成20年6月28日午後9時15分から同年7月1日午後4時00分ころまでの間である。
- ⑤殺害行為があった地理的な場所は、宮城県登米市迫町佐沼字小金丁周辺から岩手県下閉伊郡川井村大字田代第2地割北田代山国有林393林班は3林小班付近の『下鼻井沢橋』に至る間である。
- ⑥被疑者が自分で使用している普通乗用自動車内において殺害行為が行なわれた。
- ⑦殺害方法は頸部圧迫による窒息死である。
- ⑧被害者の死体を『下鼻井沢橋』から下の松草沢内に投げ落とした。

(5) 公訴事実になり得ない内容

本件逮捕状に記載されている被疑事実は、岩手県警が平成20年7月1日夕方から同月28日まで捜査を尽くして辿り着いた事実関係であるが、この被疑事実を公訴事実として起訴することは到底できない。

すなわち、本件被疑事実では、勝幸が被害女性を殺害した動機となるトラブルの内容がまったく特定されていない。この点は冒頭陳述で明らかにするのだとしても、犯行日時は57時間45分内という幅があり、場所は宮城県登米市迫町佐沼字小金丁周辺から岩手県下閉伊郡川井村大字田代第2地割北田代山国有林393林班は3林小班付近の『下鼻井沢橋』に至る間という広範囲に及んでおり、この間には、勝幸が被害女性以外の者と一緒にいた多くの時間帯があること、一定時期以降は勝幸が右手を負傷していて扼殺ができないことが明らかになっていることなど、アリバイが明らかに成立する期間がある。勝幸のアリバイが成立する期間内に被害女性が殺害されていたとすれば、勝幸は犯人ではないことになる。

原告の主張は、本件被疑事実の程度にしか事実関係を解明できていないことからすれば、およそ公訴事実になり得ず、勝幸を犯人と断定するのは無理であるというものである。

(6) 逮捕状の発付

本来、被疑者としてだれを疑うかは、証拠に基づいて行なう限り、捜査機関の自由である。その情報は警察組織内部だけに回ることが想定されている秘密情報である。したがって、警

察において被疑者と目されている本人もその家族もその他一般の人々も知らされておらず、その人たちの私生活・社会生活に悪影響を及ぼすことは、本来的にない。だからこそ、詳細な事実関係が解明できていない段階でも、逮捕状の発付が許されるのである。

逮捕状は、捜査機関において、逃走する被疑者であっても合法的に強制的に身柄を拘束できるという権限を与えるものであって、逮捕状が発付されたこと自体は、公表されるべきことではない。むしろ、公表は、真犯人に、真剣に逃亡する動機を与えてしまうのであって、本来的には望ましいことではない。犯人によっては、被害者を逆恨みして被害者やその家族の命を狙うという行動に出ないともかぎらない。自暴自棄になって、次々に殺傷事件を起こすということが起こるかもしれない。

もちろん、令状裁判官は、被疑者の氏名や顔写真を公表することの是非についての法的判断をしているわけではない。

(7) 全国指名手配

特定の被疑者についての全国指名手配は、県警が全国の警察（警視庁、道府県警察）に対等な捜査機関として依頼することによって、令状裁判官が判断することではない。(6)と同様、警察組織による捜査のために行なうことであり、原則として秘密裏に行なわれるものである。そうすることによって、被疑者に警戒心を抱かせないようにして、逮捕を容易にするのである。警察外の者に知られることはないのだから、被疑者とされた本人もその家族もその他一般の人々の私生活・社会生活に悪影響を及ぼすことは、本来的にはあり得ない。

(8) 公開捜査

(7)と同じく、県警が判断することによって、令状裁判官が判断することではない。しかし、一般人に警察がだれを被疑者として逮捕しようとしているかということをも具体的に広く知れわたることを目的として行なわれる点において、(6)(7)と決定的に異なる。捜査の密行性に反する捜査手法である。捜査機関独自の力ではもはや被疑者を逮捕することは困難だという意味合いを持っている。

一般人には、捜査機関がどの程度の証拠に基づいて勝幸を被疑者と判断しているのかわからない。捜査機関が収集されている証拠や本件被疑事実の内容を知っているのに対して、一般人はいずれについても全く情報がない。そのため、逮捕状の被疑事実の記述から、被疑者のアリバイが大いに成立し得る場合なのか、犯人にほぼ間違いないのかわからない。捜査機関が「犯人」と判断しているということは、捜査を十分に尽くした上でそのように判断しているに違いないと思われ、真犯人と思いついてしまう可能性が極めて高いのである。

(9) 被疑者の家族らへの影響

一般人が、特定の個人を犯人だと思いつくようになる原因になるか否かで、(6)(7)と(8)は決定的に異なる。それは、被疑者の家族らの社会生活への影響という点でも決定的に異なる。

2 捜査における一般的な規範

(1) はじめに

警察の活動は、いやしくも憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない(警察法2条2項)。犯罪捜査の基本法は刑事訴訟法であり、この法律の目的は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにある(1条)。

ここにいう「個人」には、犯人、被疑者、その家族も含む。犯罪捜査においても、これらの者の名誉権、人格権が保障、尊重されなければならない。

犯罪捜査の方法の詳細は、犯罪捜査規範や犯罪捜査共助規則等に規定されている。

(2) 捜査の基本

犯罪捜査規範は、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法等捜査に関して必要な事項を定めている。捜査の密行性については明記していないが、犯人の逃亡と証拠の隠滅を防ぐことが極めて重要とする捜査の性質上、密行性が大原則であることは言うまでもない。

捜査は、事案の真相を明らかにして事件を解決するとの強固な信念をもって迅速的確に行わなければならない(2条1項)。

捜査を行うに当たっては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない(同条2項)。ここにいう「個人」には、犯人、被疑者、その家族も含む。

捜査を行うに当たっては、警察法、刑事訴訟法その他の法令及び規則を遵守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。ここにいう「個人」には、犯人、被疑者、その家族も含む。

捜査を行うに当たっては、証拠によって事案を明らかにしなければならない(4条1項)。捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようにしなければならない(同条2項)。

捜査を行うに当たっては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならない(5条)。

捜査は、安易に成果を求めることなく、犯罪の規模、方法その他諸般の状況を冷静周密に判断し、着実に行わなければならない(6条)。

(3) 指名手配

逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配を、指名手配とする(犯罪捜査規範31条1項)。これは、「都道府県警察の行う犯罪の捜査に関し、警察庁と都道府県警察及び都道府県警察相互間における連絡共助を緊密にし、もつて捜査の効率的運営を期する」(犯罪捜査共助規則1条)ことの一内容であり、秘密捜査であることが基本となっている。

逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する場合には、

指名手配書（規範 別記様式第二号）により、指名手配を行うものとする（犯罪捜査共助規則7条1項）。指名手配は、「逮捕状の発せられている被疑者」について行われる。すなわち、逮捕状が発せられていて、被疑者の行方を捜す捜査活動が行なわれていることが前提となっている。

例外として、急速を要し逮捕状の発付を受けるいとまのないときは、前項に規定する指名手配書により手配した後、速やかに逮捕状の発付を得て、その有効期間を通報するものとする（同条2項）。

指名手配については、その実効を期するため、いやしくも濫用にあたることのないように注意しなければならない（14条）。指名手配の濫用を戒めているのは、ややもすると、そのようなことが起こりかねない実情があるからである。これは、それぞれの警察署が限られた人員の中で日々捜査活動を行なっているのであるから、全国の警察（警視庁、道府県警察本部）が安易に指名手配事件にしてしまうと、各警察署の業務が膨大になってしまい、本来の地域業務に支障を生じることになる。したがって、必要性の高い場合のみになすべきことなのである。

（4）公開捜査

① 公開捜査の重大性

公開捜査は捜査の密行性に反するものであり、捜査の基本からすると重大な例外である。

本件のようにポスターやホームページに顔写真や氏名等を示して広く一般に発見への協力を求める公開捜査は、だれもが見ることができることから被疑者を捕まえやすくするようにも考えられるが、「だれもが」の中には真犯人も含まれており、真犯人が被疑者として示されているのであれば、真犯人にとって逃亡の必要性や罪証隠滅の必要性を強く実感させる契機になる。その場合、公開捜査をすることが、真犯人をより捕まえにくくし、証拠の顕在化を妨げることになりかねない。他方、ポスターで示されている人物が真犯人でない場合には、真犯人が捜査網からはずれていることを真犯人に告知してやることであるとともに、ポスターで示されている人物に対する取り返しのつかない重大な人権侵害になる。

したがって、真犯人の逮捕の観点からも、誤った公開捜査による人権侵害の重大性の観点からも、公開捜査は安易に行われてはならない。

② 『被疑者の公開捜査について』

『被疑者の公開捜査について』（警察庁丁刑企発第136号）では、上記の観点を踏まえて、公開捜査のあり方について詳細に規定している。

i 公開捜査の対象

公開捜査の対象は、『被疑者の公開捜査について』の2(1)(2)(3)の要件すべてを満たした被疑者でなければならない。

(1)では、犯罪の種類を限定している。凶悪犯罪の被疑者が含まれている。凶悪犯罪とは包括罪種でいう凶悪犯を言い、殺人はこれに含まれる。

(2)では、**指名手配被疑者であることを要件としている**。公開捜査にする前に指名手配になっていて、全国の警察に捜査協力を求め尽力してもらったが、それでも被疑者を逮捕するこ

とができなかった場合であることを要件としているのである。捜査機関だけの力としては万策尽きたということである。

これに対して、但し書で例外、すなわち、**指名手配をする前**であっても公開捜査をしてよい場合について説明している。(i) 凶悪犯罪の (ii) 被疑者であることが明白であり、かつ、(iii) 犯罪反復のおそれが極めて高い場合で、(iv) 急速を要し、指名手配をするいとまがないときは、この限りではないとしている。この場合には、事後直ちに指名手配を行うこととされている。これは原則と例外が逆転するような運用がなされないよう、文字どおり例外的運用に限るべきことをはっきり示したものである。「被疑者であることが明白」としているのは、捜査機関が被疑者として捜査している対象者すべてではなく、犯人であることがほとんど間違いなく、犯人である確度がきわめて高いことを求めるものである。「犯罪反復のおそれが極めて高い」という要件は、「凶悪犯罪の」という要件と併せて、指名手配して密行捜査をしている間に凶悪犯罪が繰り返されるおそれの方が、公開捜査にすることによって被疑者に逃亡の動機づけを与えることよりも重大で、国民に危険を告知した方が遥かに重要だという判断である。捜査の密行性を犠牲にして国民の安全を守る必要があるという判断である。

このような例外に当たらないかぎり、指名手配を先行し、全国の警察組織が秘密裏に被疑者の捜査に尽力し、それでも被疑者を探し出すことができなかったことが、公開捜査の前提条件となる。

(3)では、公開捜査の対象を原則として成人の被疑者に限定している。

ii 公開捜査の時期、方法等

公開捜査は、被疑者の追跡捜査の状況、犯罪反復の可能性、捜査上の支障等を総合的に検討し、個々の具体的事案に応じた効果的な時期を選定して行うこと。

公開捜査に先行して追跡捜査が行なわれていることが前提となる。捜査機関として特定の人物を被疑者として特定し、その者の行方を組織を挙げて探しているということである。追跡捜査をしていない被疑者について公開捜査は認められない。犯罪反復可能性がなければ公開捜査の対象にならない。捜査上の支障が考えられる場合は公開捜査の対象にならない。

公開捜査の内容は、正確な資料により確認できた被疑者の氏名、年齢、写真、身体的特徴、職業、出身地、犯罪事実の概要を公開する場合は、被害者等の名誉、信用又はプライバシーに十分配慮すること。被疑者の素行、経歴、精神的障害、家族関係、参考人等は公開しないこと。

公開捜査は、(略)被疑者の名誉等、公開捜査の必要性等を勘案し、社会的に相当かつ妥当な方法で行うこと。特に、写真等を公開する場合は、被疑者であることを十分確認の上、行うこと。

iii その他の留意事項

「その他の留意事項」として、「公開捜査の適正な運用」を示している。「その他」とあるが、公開捜査全体について極めて重要な留意事項である。

本通達は、公開捜査の対象等について示しているものであり、それを満たす場合に公開捜査を義務づけているものではない。」としている。条件をすべて満たしていても慎重に対応すべきだとしているのである。

その上で、「したがって、公開捜査を行なうに当たっては、その必要性を十分検討するとともに、公開捜査を行っての誤手配は、関係者の名誉等を著しく侵害することから、改めて指名手配事実の疎明資料を検討するなど、慎重に対応し、誤手配の絶無を期すこと。」としている。

ここでは、「（公開捜査）の必要性を十分検討する」ことを求めると同時に、「公開捜査を行っての誤手配は、関係者の名誉等を著しく侵害すること」を強く意識し、そのような事態にならないよう、「慎重に対応」すること、そして、「誤手配の絶無を期すこと」を求めている。ここにいう「関係者」は、真犯人のみならず、真犯人ではない被疑者、被疑者の家族やこれに準じるような人々を広く含んでいる。これらの人々の生活や社会的名誉等に取り返しのつかない深刻な影響を与えることを強く意識して、その人々に対する配慮の必要性を強く指示しているのである。「誤手配の絶無を期すこと」とは、犯人の可能性が高いというだけでは足りず、犯人であることがほとんど確実と言える場合でなければならないという意味である。

3 本件公開捜査の違法性

(1) 本件の場合

岩手県警は、勝幸について殺人事件の逮捕状の発付を受けると同時に、指名手配にし、かつ、公開捜査にしている。

しかし、勝幸に関する公開捜査は、『被疑者の公開捜査について』（警察庁丁刑企発第136号）の基準を明らかに逸脱しており、密行捜査の原則に反するのみならず、原告の名誉権ないし人格権を侵害するものである。

(2) 公開捜査の対象

① 犯罪の種類

(1)では、犯罪の種類を限定している。「凶悪犯罪」の被疑者が含まれている。「凶悪犯罪」とは包括罪種でいう凶悪犯を言い、殺人はこれに含まれている。勝幸が犯したとされる罪種は殺人であるから、(1)の要件を充たしている。

② 指名手配被疑者であること

(2)では、指名手配被疑者であることを要件としている。

勝幸については、岩手県警は、逮捕状の発付と同時に公開捜査を行っており、指名手配されている被疑者であることという要件を欠いている。公開捜査審査表によれば、「公開捜査対象となる被疑者の3要件」のうちの「指名手配被疑者であること」「指名手配月日（平成20年7月29日手配）」に「▲」チェックが記載されているが、平成20年7月29日は指名手配を全国の警察に要請した日であり、全国の警察署が指名手配になっている勝幸の捜索に全力を

挙げたが発見できなかったということではなく、まだ、何も捜索を開始していない時期である。

(2)の但し書への該当性はどうか。

勝幸は凶悪犯罪の被疑者ではあるが、逮捕状の被疑事実の内容から明らかなように、「被疑者であることが明白であり」との要件を欠いている。

「犯罪反復のおそれが極めて高い場合」とは、前記のとおり、凶悪犯人が連続殺人などの重大事件をあちこちで起こすおそれが極めて高いからこそ、密行捜査の原則を崩して、新たな被害者を出さないためのやむを得ない選択ということであるから、被害女性とのトラブルから殺人を犯してしまったという経緯からすれば、被害女性以外を殺害する動機はなく、犯罪反復のおそれはない。少なくとも、極めて高いとは言えない。

しかも、勝幸を殺人の被疑者として逮捕状を請求した時期が、被害女性の遺体が発見されてからすでに1ヶ月近く経過しており、「指名手配をするいとまがないとき」には該当しない。

したがって、(2)の但し書にも該当しない。

③ 成人であること

(3)では、公開捜査の対象を原則として成人の被疑者に限定している。

勝幸は、平成20年7月29日当時、28歳であるから、この要件は充たす。

④ 小括

勝幸に関する公開捜査は、公開捜査の要件のうち最も重要な(2)の要件を欠いている。

(3) 公開捜査の時期、方法等

① 公開捜査の時期

「公開捜査は、被疑者の追跡捜査の状況、犯罪反復の可能性、捜査上の支障等を総合的に検討し、個々の具体的事案に応じた効果的な時期を選定して行うこと。」とある。

しかるに、岩手県警は、公開捜査を始めるまでの間、勝幸の追跡捜査をしていない。そのことは鶴ノ巣断崖での捜索の手抜きぶりに典型的に現れている。原告や勝幸の弟の預金通帳の引き出し状況を確認するのは、勝幸の生存確認の一手段にはなるとしても、所在を把握するための追跡捜査としては役に立たない。(2)②で述べたとおり、犯罪反復の可能性はない。

したがって、公開捜査の時期の要件を欠いている。

② 公開捜査の内容

「公開捜査は、(略)被疑者の名誉等、公開捜査の必要性等を勘案し、社会的に相当かつ妥当な方法で行うこと。」とあるが、すでに見たとおり、本件では、勝幸を「犯人」と断定しており、勝幸の名誉を全く勘案していない。また、公開捜査の要件も充たしていない。

しかも、「被疑者の身体的特徴」として右手が使えないという事実は極めて特徴的な身体的特徴であり、勝幸を探すにはきわめて有力な情報であるにもかかわらず、岩手県警のポスターにもホームページにもこのことの指摘はない。これは、県警が勝幸を探し出たくないことを端的に示している。

要は、勝幸が殺人犯人だということをアピールしたいだけで、捕まえるつもりはないということである。

(4) その他の留意事項

「その他の留意事項」では、「本通達は、公開捜査の対象等について示しているものであり、それを満たす場合に公開捜査を義務づけているものではない。」としている。要件を欠いていれば尚更であり、公開捜査をすべきでないことは当然だということである。

全国の警察に捜査協力を依頼する指名手配さえせずに、公開捜査に踏み切る必要性は本件については全くなかった。「公開捜査を行っての誤手配は、関係者の名誉等を著しく侵害することから、改めて指名手配事実の疎明資料を検討するなど、慎重に対応し、誤手配の絶無を期すこと。」としている。勝幸の公開捜査は、「誤手配の絶無」を期しているとは到底言えない。

(5) 岩手県警の理解の誤り

これに対して、岩手県警は、公開捜査審査表2頁目の「意見」欄において、「公開捜査の被疑者の3要件、公開捜査の必要性を満たしていることから、指名手配と同時に公開捜査することに問題ない。」としているが、『被疑者の公開捜査について』は、公開捜査の被疑者の3要件（重要な犯罪であること、指名手配被疑者であること、成人の被疑者であること）、公開の必要性、公開捜査の時期・方法が形式的に揃ってさえいればよいとしているわけではない。「5 その他の留意事項」「(1) 公開捜査の適正な運用」は極めて重要な注意事項である。しかるに、公開捜査審査表では、この点がチェック項目にすら入っておらず、「関係者の名誉等を著しく侵害すること」への配慮が完全に欠落している。

(6) 結論

以上のとおり、本件公開捜査は、警察法2条2項、犯罪捜査規範31条1項、『被疑者の公開捜査について』に反し、違法である。

★第4回口頭弁論期日★

2011年7月22日（金）午前11時40分

盛岡地方裁判所

【内容】

原告側の上記主張と被告側の反論主張の準備書面提出